

旧	新	備考
第1章 名称 第1条 本会は上溝小学校父母と教師の会(PTA)と称する。	第1条 本会は上溝小学校<u>父母保護者</u>と<u>教師教職員</u>の会(PTA)と称し、<u>事務局を上溝小学校におく。</u>	▶現代に合わせて修正 ▶事務局の所在地を明記
第2章 目的 第2条 本会は次の諸項を目的とする。 1. 家庭、学校及び社会における児童の福祉を増進する。 2. 新しい民主教育に対する理解を深め、これを増進する。 3. 家庭と学校との関係を一層緊密にし、児童の訓育について、父母と教員とが聡明な協力をするようにする。 4. 学校の教育環境の整備をはかる。 5. 適当な法律上の手続きにより、公立学校に対する公費の適切な支持を確保することに協力する。 6. その地域における社会教育の振興を助ける。	3. 家庭と学校との関係を一層緊密にし、児童の訓育について、<u>父母保護者</u>と<u>教員教職員</u>とが聡明な協力をするようにする。	▶現代に合わせて修正
第3章 方針 第7条 本会は教育委員会と学校教育問題について協議し、意見を具申し参考資料を提供するが、直接に学校の管理や教員の人事に干渉するものではない。	第7条 本会は教育委員会と学校教育問題について協議し、意見を具申し参考資料を提供するが、直接に学校の管理や<u>教員教職員</u>の人事に干渉するものではない。	▶現代に合わせて修正
第4章 会員		

旧	新	備考
第10条・本会の会員になることができるものは、学校に在籍する児童の父母又はそれに代わる人(以下父母という)、学校に勤務する校長及び職員(以下教員という)とし、会員はすべて平等の権利と義務を有する。右のほか本会の趣旨に賛同するものを特別会員とすることができる。	第10条・本会の会員になることができるものは、学校に在籍する児童の父母又はそれに代わる人(以下 <u>父母「保護者」</u> という)、学校に勤務する校長及び職員(以下 <u>教員「教職員」</u> という)とし、会員はすべて平等の権利と義務を有する。右のほか本会の趣旨に賛同するものを特別会員とすることができる。	▶現代に合わせて修正
第6章 役員 第15条 本会の役員は次のとおりとする。 会長 1名(父母)、副会長 3名(父母 2、教員 1)、書記 3名(父母 2、教員 1)、会計 3名(父母 2、教員 1)、顧問 1名(学校長)。 役員の任期は1年とするが、再任を妨げない。 ただし教員から選出された役員はこの限りではない。 第16条 役員の選出及び就任は次の通りとする。 役員推薦委員会が指名し紙面決議で承認を得て決定する。 新たに選ばれた役員は5月の総会に於いて就任する。	第15条 本会の役員は次のとおりとする。 ・会 長 1名(<u>父母保護者</u>) ・副会長 <u>3名2名以上 3名以下</u>(<u>父母保護者 1～2、教員教職員 1</u>) ・書 記 <u>3名2名以上 3名以下</u>(<u>父母保護者 1～2、教員教職員 1</u>) ・会 計 <u>3名2名以上 3名以下</u>(<u>父母保護者 1～2、教員教職員 1</u>) ・顧 問 1名(学校長)。 <u>2.</u> 役員の任期は1年とするが、再任を妨げない。ただし、<u>教員教職員</u>から選出された役員はこの限りではない。 第16条 役員の選出(<u>父母保護者</u>に限る)及び就任は次の通りとする。 <u>1.</u> 役員推薦委員会が指名し、<u>紙面書面</u>決議で承認を得て決定する。 <u>2.</u> 新たに選ばれた役員は5月の総会に於いて就任する。	▶なり手不足のため変更 ▶見やすくするため箇条書きに変更 ▶「書面」で統一

旧	新	備考
第17条 役員の兼任は認めない。 第19条 役員の任務は次の通りである。 1. 会長は会を代表し会務を統括し総会及び運営委員会を招集する他運営委員会の委員を委嘱又は指名する。	第17条 <u>・会長の他の役員役務との兼任は認めない。</u> <u>・会長以外の役員については、第16条に基づき承認を得た場合は、他の役務を兼任することができる。</u> 第19条 役員の任務は次の通りである。 1. 会長は会を代表し会務を統括しする。また、総会、<u>役員会(本部会)</u>及び運営委員会を招集する<u>他ほか</u>、運営委員会の委員を委嘱又は指名する。	▶なり手不足のため変更 ▶読みやすくするため ▶役員会(本部会)の開催規定がないため追記
第7章 総会 第20条 総会は、5月の定期総会とし必要により臨時総会を開くことができる。5月の総会に於いては新役員の就任、前年度の事業並びに決算報告、新年度の事業計画、予算審議を行う。新役員の承認は誌面決議とする。	第20条 総会は、5月の定期総会とし必要により臨時総会を開くことができる。 <u>2 総会(臨時総会を含む。以下、同じ。)は、集会形式又は書面(電磁的方法を含む)によるものとする。開催方法については、役員会において決定する。</u> <u>3 総会の定足数(書面又は電磁的方法により議決権行使者を含む)は、会員の5分の1とする。</u> <u>4 決議は、総会出席者(書面又は電磁的方法により議決権行使者を含む)の過半数の同意を必要とする。</u>	▶会員の負担軽減のため、書面(電磁的方法を含む)開催できるよう改正 ▶第20条を総会開催方法、決議方法とし、第21条は総会の審議内容に変

旧	新	備考
第 21 条 総会の定足数は会員の 5 分の1とする。決議は出席者の過半数の同意を必要とする。	<u>第21条 5 月の総会に於いては新役員の就任、前年度の事業並びに決算報告、新年度の事業計画、予算審議を行う。新役員の承認は書面決議とする。</u>	更
第 8 章 <u>運営委員会</u> 第 22 条 運営委員会は本会の役員、校長並びに各委員会(監査委員会を除く)の正副委員長とその他会長の指名する委員により組織し、毎月 1 回定例会を開くことを原則とし任務は次の通りとする。	第 8 章 <u>役員会及び</u> 運営委員会 第 22 条 <u>(1) 役員会は、本会の目的達成のため必要に応じて会議を開き、必要な議事を調整し審議することとし、主な任務は次の通りとする。</u> <u>1.予算の審議</u> <u>2.総会に提出する議案、報告書の審議作成</u> <u>3.総会において委任された事項の処理</u> <u>(2) 運営委員会は、本会の役員、校長並びに及び</u> 各委員会(監査委員会を除く)の正副委員長とその他会長の指名する委員により組織し、 <u>毎月1回定例会を必要に応じて会議を開くことを原則とし、</u> 任務は次の通りとする。	▶役員会の開催と役務を明記 ▶「役員」に校長は顧問として入っているため削除。 ▶毎月1回ではなく必要に応じて会議を開く、とする。
第 9 章 委員会 第 23 条 本会に次の委員会を置く。 校外委員会、学年委員会、広報委員会、会計監査委員会、役員推薦委員会。	第 23 条 本会に次の委員会を置く。 校外委員会、 <u>学年委員会、広報委員会、わくわくサポート委員会、</u> 会計監査委員会、役員推薦委員会。	▶なり手不足のため学年委員と広報委

旧	新	備考
第26条 学年委員会は児童の教育について研修懇談の機会を設ける他学習環境の向上に関することに協力する。	第26条 学年委員会は児童の教育について研修懇談の機会を設ける他学習環境の向上に関することに協力する。 <u>わくわくサポート委員会は、児童の教育について研修懇談の機会を設けるほか、学習環境の向上に関することに協力する。</u> <u>また、会報の発行、本会WEBサイトに掲載する児童の活動の取材、原稿の作成などの広報活動を行う。</u>	員会を合体し、役割を精査するため
第28条 広報委員会は会報の発行などの広報活動を行う。	第28条 広報委員会は会報の発行などの広報活動を行う。 削除(令和7年●月●日改正)	▶改正日は会則改正の承認日
第32条 本会の会則は総会に於いて出席者の3分の2以上の賛成によって改正することができる。	第32条 本会の会則は総会に於いて出席者 <u>(書面又は電磁的方法により議決権行使者を含む)</u> の3分の2以上の賛成によって改正することができる。	▶第20条の改正に併せて改正